4　労働資材対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　建設業者及び建設コンサルタントの労働力及び資材の調達に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関すること。
二　直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する特定事項についての調整及び指導に関すること。
三　直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関するもののうち、特定事項に関すること。
5　専門工事業高度化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　専門工事業の高度化に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関すること。
二　建設業に係る金融に関する特定事項についての企画及び立案並びに指導に関すること。
「第五款　都市・地域整備局」を「第五款　都市局」に改める。
第四十四条の見出し及び同条第一項中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同条第二項中「都市・地域整備局」を「都市局」に改める。
第四十五条の見出しを「（大都市戦略企画室及び都市環境政策室並びに都市政策企画官、広域都市圏政策企画官、都市再生政策調整官及び国際展開支援推進官）」に改め、同条第一項を次のように改める。
都市政策課に、大都市戦略企画室及び都市環境政策室並びに都市政策企画官、広域都市圏政策企画官、都市再生政策調整官及び国際展開支援推進官それぞれ一人を置く。
第四十五条第二項中「広域都市圏整備室」を「大都市戦略企画室」に改め、同項第一号中「のうち地方公共団体その他の関係者相互の広域的な連携に関する事項」を削り、「国土計画局」を「国土政策局」に改め、「政策統括官」の下に「並びに広域都市圏政策企画官」を加え、同項第六号を次のように改める。
六　首都圏整備法、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）及び中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の施行に関すること。
第四十五条第二項第十号中「及び大都市政策企画官」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「に関すること」を「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。
七　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること（市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。
八　多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。
第四十五条第三項中「広域都市圏整備室」を「大都市戦略企画室」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「都市・地域政策企画官」を「都市政策企画官」に、「都市・地域政策課」を「都市政策課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
4　都市環境政策室は、都市局の所掌事務に関する都市における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（都市計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　都市環境政策室に、室長を置く。
第四十五条に次の三項を加える。
7　広域都市圏政策企画官は、命を受けて、大都市の機能の改善に関する総合的な政策のうち地方公共団体その他の関係者相互の広域的な連携に関する事項の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
8　都市再生政策調整官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
9　国際展開支援推進官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
第四十六条の見出し中「都市・地域防災対策推進室」を「都市防災対策推進室」に改め、同条第一項中「都市・地域安全課」を「都市安全課」に、「都市・地域防災対策推進室」を「都市防災対策推進室」に改め、同条第二項中「都市・地域防災対策推進室」を「都市防災対策推進室」に改め、同項第一号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、同項第三号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、「下水道及び」を削り、同条第三項中「都市・地域防災対策推進室」を「都市防災対策推進室」に改め、同条第四項及び第五項中「都市・地域安全課」を「都市安全課」に改める。
第四十七条を次のように改める。
第四十七条　削除
第四十八条の見出し及び第一項中「都市開発融資推進室」を「都市開発金融支援室」に、「都市総合事業推進室」を「官民連携推進室」に改め、同条第二項及び第三項中「都市開発融資推進室」を「都市開発金融支援室」に改め、同条第四項を次のように改める。
4　官民連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　官民の連携によるまちづくりの推進に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
二　官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。
第四十八条第五項中「都市総合事業推進室」を「官民連携推進室」に改め、同条第六項中「都市・地域整備局」を「都市局」に改める。
第五十条の見出し中「及び再開発事業対策官」を「並びに再開発事業対策官及び拠点整備事業推進官」に改め、同条第一項中「及び再開発事業対策官」を「並びに再開発事業対策官及び拠点整備事業推進官それぞれ」に改め、同条に次の一項を加える。
5　拠点整備事業推進官は、命を受けて、市街地における拠点整備に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（再開発事業対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
第五十二条第二項第一号中「都市・地域安全課」を「都市安全課」に改め、同条第四項第二号中「及び下水道部」を削る。
第五十三条から第五十六条までを次のように改める。
第五十三条から第五十六条まで　削除
「第六款　河川局」を「第六款　水管理・国土保全局」に改める。
第五十八条第四項中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改め、「関する事務」の下に「（下水道部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改め、「こと」の下に「（下水道部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六項第一号中「一級河川」を「国土交通大臣が行う河川」に改め、同項に次の一号を加える。
四　国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務のうち、海岸保全区域の占用の許可その他の規制に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
第五十九条の見出し及び同条第一項中「河川事業調整官」の下に「、国際技術調整官」を加え、同条第二項第一号中「河川情報企画室」の下に「及び国際河川技術調整官」を加え、同項第四号中「特定都市河川浸水被害対策法」の下に「（平成十五年法律第七十七号）」を加え、同条第四項第一号中「こと」の下に「（国際河川技術調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7　国際河川技術調整官は、命を受けて、河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する中長期的な計画の企画及び立案に関する事務で国際関係に係るもののうち、技術に関する特定事項に関するものをつかさどる。
第六十条第四項第三号中「都市・地域整備局」を「下水道部」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「河川局」を「水管理・国土保全局」に改め、「こと」の下に「（下水道部の所掌に属するものを除く。）」を加える。
第六十二条第二項中「総合政策局の所掌に属する」を「交通に関連する防災に関する事務に係る」に改め、同条第四項第一号中「公共土木施設」の下に「（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。次項において同じ。）」を加え、「砂防設備」を「下水道、砂防設備」に改め、同条第五項中「（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）」を削り、同条の次に次の五条を加える。